

佐井寺西土地区画整理事業に係る土質調査業務（その2）

特記仕様書（その1）

第1章 総 則

（業務の目的）

第1条 本業務は、吹田市千里山西6丁目地内ほかにおいて、佐井寺西土地区画整理事業の実施に向け土質調査を行うことを目的とする。

（適用範囲）

第2条 この仕様書は、佐井寺西土地区画整理事業に係る土質調査業務（その2）に適用する。

2 この仕様書の内容に変更、又は補足がある場合は、別に特記仕様書で定める。

3 この仕様書に定めのない事項については、別に定める。

（関係法規等の遵守）

第3条 受注者は、委託業務の実施に当たり、関係法規等を遵守しなければならない。

2 委託業務の実施に当たっては、道路管理者及び警察署長による許可条件を遵守しなければならない。

（申請手続き）

第4条 受注者は、委託業務に関する官公署等の許可に必要な申請図書を遅滞なく作成すること。

（実施計画）

第5条 受注者は、あらかじめ委託業務の履行に必要な実施計画書を作成し、監督員の承認を受けること。

この場合、次の各号に掲げるものとする。

- ① 調査概要
- ② 実施工程表
- ③ 現場組織表
- ④ 主要機械
- ⑤ 主要資材
- ⑥ 調査方法
- ⑦ 緊急時の体制
- ⑧ 交通管理
- ⑨ 安全管理
- ⑩ 仮設備計画
- ⑪ その他

- 2 実施計画書の内容に変更が生じ、その内容が重要な場合には、その都度変更計画書を提出すること。
- 3 設計図書に明示のない事項のうち、委託業務を履行するうえで当然必要と認められるもので、軽易なものについては監督員の指示に従って施行するものとし、これに要する費用は受注者が負うものとする。

(土地の使用及び立入り等)

第6条 委託業務の実施のために第三者の土地又は工作物を一時使用するとき、若しくは樹木や柵等を取り除く場合は、所有者又は管理者の承諾を得ること。

- 2 前項により樹木等除去する場合は、必要最小限に止めるとともに、着手前にその原形を写真撮影し、寸法、数量等を記録して損失補償等の資料として整備すること。
- 3 前項により生じた損失は原則として受注者が補償すること。

(事故防止)

第7条 受注者は、業務の実施にかかる一切の事故を未然に防止するため、有効かつ、適切な防止対策を講じなければならない。

- 2 受注者は、本市、関係官公署、施設管理者並びに付近住民などと緊密な連絡をとるとともに十分な強調を保つことによって事故の防止に努めること。

(市民との連絡)

第8条 受注者は、委託業務に当たり、あらかじめ付近住民の理解と協力を求め、その意向を十分に考慮すること。

- 2 受注者は、市民からの委託業務に関する苦情、要望等があった場合には、誠意をもって対応すること。

(事前調査)

第9条 受注者は、現地調査に先立ち、地下埋設物・周辺構築物等について綿密な事前の机上調査及び現地踏査を行ない、十分実情を把握のうえ業務を実施すること。

(安全管理)

第10条 調査業務にかかる調査箇所 of 安全管理については、関係法規等に基づいて行なうこと。

- 2 受注者は、末端作業員に至るまで安全教育を行ない、安全管理に対する認識の向上を図ること。
- 3 災害発生時、あるいは災害発生の恐れを生じた場合は、ただちに付近住民に対して、広報活動及び避難誘導等の措置をとること。
- 4 調査箇所、調査用機器の設置箇所等危険を伴う箇所には、十分な夜間照明を行なうこと。

(交通安全)

第11条 受注者は、所轄警察署長による道路使用許可条件について、末端作業員を含めた委託業務関係者全員に周知徹底させること。

- 2 道路使用の許可条件に基づいて、車両を迂回させる場合は、迂回路標示板を適切に配置し、常に車両の流れが円滑になるよう努めること。
- 3 出入口、通学路、迂回路、交通量の多い道路などには、交通整理員を配置するなど、歩行者及び通行車両の安全を確保すること。

(その他)

第 12 条 現地調査中における緊急活動を円滑にするため、事前に各関係先の連絡体制を掌握しておき、緊急時連絡体制として調査業務関係者に周知させておくこと。

第 2 章 土質調査

(一般事項)

第 13 条 受注者は、調査に先立ち調査方法及び工程の細部について監督員と十分に打合せを行ない、その指示に従うこと。

- 2 調査箇所の詳細な位置は現場において指示する。試錐調査中予想される地質以外の特異な地層を認めた場合は、ただちに監督員に連絡し、その指示を受けること。
- 3 調査に使用する基準面は大阪湾最低干潮位 (OP) を零位とする。
- 4 調査後は施行箇所を原状に復旧すること。

(ボーリング及び標準貫入試験)

第 14 条 ボーリング孔壁の崩壊に対してはケーシングパイプや泥水によって防護するものとする。ケーシングパイプの挿入は慎重に行ない、試料採取位置より少なくとも 1 m 程度上方で止めなければならない。

- 2 標準貫入試験の N 値の測定は JISA1219 にしたがって行なうこと。試験間隔は 100 c m 以下とする。
- 3 N 値の測定と同時に地下水位、地表面よりの深度及び OP 基準高、測定年月日、天候を測定記録すること。

(不攪乱試料採取)

第 15 条 サンプリングのは、ピストンの固定は特に重要であるから入念に固定すること。

- 2 採取した不攪乱試料は両端をパラフィンで密封して、乾燥しないよう十分注意するとともに、振動や打撃を与えないようにし、採取後できるだけ速やかに所定の試験所に運搬し、現場に幾日も放置することのないよう注意すること。
- 3 不攪乱試料として好ましくない試料を採取した場合は、受注者は無償で再試験を行なうこと。

(現場透水試験)

第 16 条 監督員が指示しない限り、試験深度にて地下水が認められた場合、水位の回復状態を計測した後、翌日平衡水位を観測するものとする。

(土質試験)

- 第 17 条 土質試験 JIS 及び地盤工学会の定めるところに従って実施するものとする。
- 2 試料試験は本市においてサンプリング完了後指示する。その時に試験個数に多少の変更があっても受注者は異議なく試験を行なうこと。

第 3 章 コンサルタント的調査

(試料整理等)

第 18 条 試料の整理及びとりまとめ業務とは、次の各号に掲げるものとする。

- ① 各種計測結果の評価及び考察
- ② 試料の観察
- ③ 土質柱状図の作成

(断面図等の作成)

第 19 条 断面図等の作成業務とは、次の各号に掲げるものとする。

- ① 地層及び土性の判定
- ② 成層状態推定断面図の作成
- ③ その他各種図面類の作成

(総合解析)

第 20 条 総合解析とりまとめ業務とは、次の各号に掲げるものとする。

- ① 調査地周辺の地形・地質の検討
- ② 調査結果にもとづく土質定数の設定
- ③ 地盤の工学的性質の検討と支持地盤の設定
- ④ 地盤の透水性の検討
- ⑤ 調査結果にもとづく基礎形式の検討
- ⑥ 設計・施工上の留意点の検討
- ⑦ 報告書の執筆

(協議・打合せ)

第 21 条 第 1 回打合せ及び成果品納入時には、照査技術者が必ず立会うこと。

第 4 章 成果品

(報告書の提出)

第 22 条 土質調査報告書として、原図を作成し、1 部は製本、2 部はバインダーに閉じ、マイクロ写真（原則として、マイクロフィッシュ）とともに本市に提出すること。

- 2 土質調査報告書には、委託年度、委託業務名、受注者名を記載すること。
- 3 土質調査報告書の原図及び土質標本一式を、本市に預り証を提出したうえで、受注

者が5年間保管すること。